

堺市居住支援協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、堺市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、堺市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、会長に入会を申し込み、会員全員の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、特定非営利活動法人カリネ内に置く。

- 2 事務局は、本会の運営を担当する。
- 3 事務局は、活動に伴う経理事務を担当する。

第2章 組織

(総会)

第6条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3

分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 本会の会長、副会長及び監事を選任すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。

4 総会の議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(定足数等)

第7条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 総会に出席できない会員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

(部会)

第8条 会長は必要に応じて、部会を設置することができる。

2 部会長・副部会長は、部会員の互選とする。

3 部会長は、部会の運営に当たり、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(書面による総会又は部会)

第9条 会長は、議事の概要を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴取し又は賛否を問うことができる。

2 会員の過半数からの返信をもって総会又は部会が開催されたものとし、会員は返信をもって総会又は部会に出席したものとする。

3 議事について会員の過半数が同意の意思表示をしたときは、総会の議決に代えることができる。ただし、会員が事故その他やむを得ない理由により、意思表示ができない場合はこの限りではない。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

(役員の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(3) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

第4章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第15条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第17条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和7年3月25日から施行する。

別表（第4条関係）

会 員	
不動産関係 団体	大阪府宅地建物取引業協会堺市支部
	公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部
	一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会
居住支援関係 団体	社会福祉法人堺市社会福祉協議会
	社会福祉法人悠人会
	社会福祉法人美木多園
	特定非営利活動法人カリネ
堺市関係課	建築都市局 住宅部 住宅施策推進課
	健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課
	健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課
	健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課
	健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課